令和８年１１月１０日
地域行政部地域行政課

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例

１　主旨

世田谷区立奥沢区民センター（以下、「奥沢区民センター」という）は、令和５年度から暫定的に２か所に分散仮移転し運営しているが、従前と比べ施設規模が小さく、狭隘化している課題があることから、現在、東急株式会社が奥沢駅北側（奥沢二丁目９番）に建築中の建物の竣工後に、移転をする。

移転に伴い、規定の整備を図る必要があることから、令和８年区議会第四回定例会に世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（１）奥沢区民センター第２会議室に係る規定の削除

奥沢５丁目に設置している奥沢区民センター第２会議室について、令和９年３月末にて建物の賃貸借契約が終了することから、令和９年２月２８日をもって閉館するため、関係する規定を削除する。

（２）奥沢区民センターの移転に伴う変更

奥沢駅北側の東急株式会社の建物へ奥沢区民センターが移転することに伴い、令和９年４月１日からのけやきネットシステムによる予約開始及び令和９年６月１日からの開設に向け、位置の変更及び規定の整備を行う。

３　施行予定日

（１）令和９年３月１日（奥沢区民センター第２会議室の閉館）
（２）令和９年４月１日（けやきネットシステムによる移転先の予約開始）
（３）令和９年６月１日（移転先における奥沢区民センターの運営開始）

４　移転先の施設概要

施設名（部屋名）	面積	主な利用用途
第１会議室	約１２５㎡	会議・学習会など
第２会議室	約６０㎡	
第３会議室	約６０㎡	会議・学習会・軽体操・ダンスなど
多目的室	約９０㎡	卓球・屋内スポーツ・ダンス・軽体操など
ロビー（談話室）	約４５㎡	

5　周知方法

（１）けやきネットホームページ、登録団体へのシステム内周知

（２）区のおしらせ（１２月１５日号）

（３）区ホームページ

（４）利用者等説明会

6　今後のスケジュール（予定）

令和８年１１月		令和８年区議会第四回定例会（条例改正案）
令和９年	２月末	奥沢区民センター第２会議室閉館
	４月１日	移転先のけやきネット予約開始
	４月末	奥沢区民センター休館
	５月	移転・運営準備
	６月１日	移転先にて運営開始

7　その他

移転先建物が現在建築中のため、住居表示が確定後、再度条例の改正を提案予定。

【参考】奥沢区民センター移転先案内図



世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例　新旧対照表

第１条による改正案（令和９年３月１日施行）

別表第１（第２条、第３条関係）

名称	位置	施設名
世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢三丁目31番６号	会議室　ロビー

別表第３の１

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立奥沢区民センター	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円

旧

別表第１（第２条、第３条関係）

名称	位置	施設名
世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢三丁目31番６号及び奥沢五丁目40番６号	会議室　ロビー

別表第３の１

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立奥沢区民センター	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例　新旧対照表

第２条による改正案（令和９年６月１日施行）

別表第１（第２条、第３条関係）

名称	位置	施設名
世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢二丁目９番	会議室　ロビー 多目的室

別表第３の１

名称	施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで
世田谷区立奥沢区民センター	第１会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第３会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	多目的室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円

附　則（令和　年　月　日条例第　号）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定　令和９年３月１日

⑵　次項及び附則第３項の規定　令和９年４月１日

⑶　第２条の規定　令和９年６月１日

２　世田谷区立奥沢区民センターの施設の使用（令和９年６月１日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、同日前においても、第２条の規定による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「第２条による改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。

３　区長は、前項の申請があった場合には、令和９年６月１日前においても、第２条による改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。

第１条による改正後の条例案

別表第１（第２条、第３条関係）

名称	位置	施設名
世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢三丁目31番６号	会議室　ロビー

別表第３の１

名称	施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで
世田谷区立奥沢区民センター	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円

附　則（令和　年　月　日条例第　号）